

新型インフルエンザの予防接種について

◆◆ 新型インフルエンザの予防接種の目的及び、有効性と安全性 ◆◆

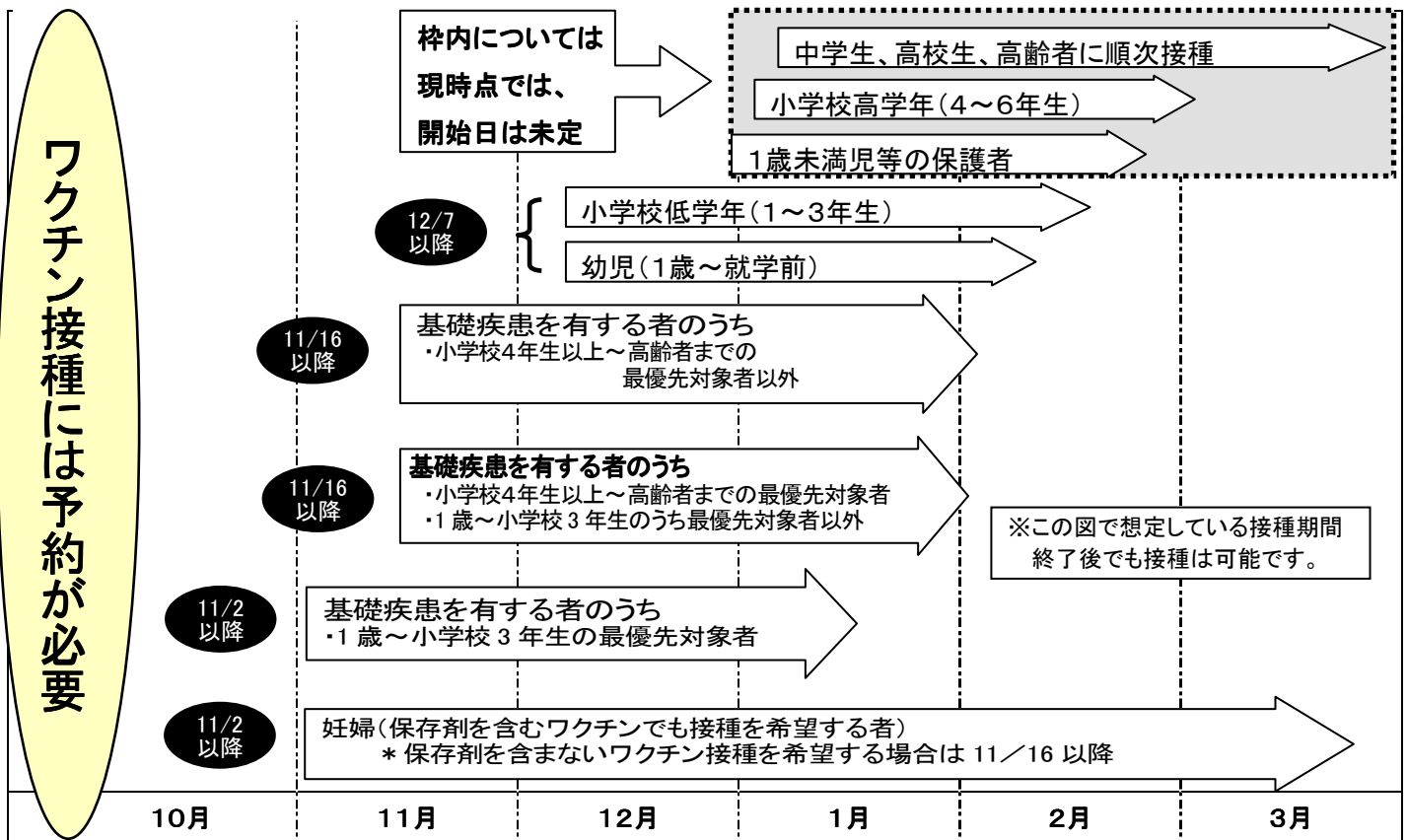
- 死亡者や重症者の発生をできる限り減らすことを目的としています。
- 基礎疾患（糖尿病、ぜん息等）を有する者、妊婦等重症化する可能性が高い者、医療従事者を優先して予防接種を実施します。
- 新型インフルエンザワクチンは、季節性インフルエンザワクチンと同様に、重症化や死亡の防止について一定の効果があるとされていますが、感染防止に対しては効果が保証されているものではありません。
- 極めてまれですが、重篤な副作用を引き起こす可能性があります。



◆◆ ワクチン優先接種対象者と接種時期について ◆◆

11月13日現在の接種スケジュールは次の通りです。今後、ワクチンの供給量等によって変更になる場合があります。接種は予約制ですので、接種を実施する医療機関に必ず予約をしてください。

*『基礎疾患を有する者』のうち、「最優先対象者」「最優先対象者以外」の説明については、裏面をご覧ください。



◆◆ ワクチンの接種ができる市内医療機関 ◆◆

医療機関名(電話番号)	医療機関名(電話番号)	医療機関名(電話番号)	医療機関名(電話番号)
岩手県立遠野病院 (62-2222[代表])	千葉医院 (62-4039)	川上医院 (62-2051)	新里医院 (62-1155)
時田医院 (62-2147)	あいずみ内科医院 (63-2021)	菊池俊彦内科クリニック (62-8600)	守口医院 (63-2170)
六角牛病院 (62-2026[代表])	菊池医院 (67-3020)	柏原医院 (67-3016)	鱒沢診療所 (66-2273)
遠野市国民健康保険 中央診療所(62-2277)	遠野市国民健康保険 小友診療所(68-2260)	遠野市国民健康保険 附馬牛診療所(64-2221)	

◆◆ 優先接種対象者における「基礎疾患を有する者」とは ◆◆

- ワクチンの優先対象となる「基礎疾患を有する者」とは、下記の9分類に示す疾患・状態に当てはまり、入院中または通院中の者をいいます。さらに「最優先対象者」とそれに当てはまらない「最優先対象者以外」に分けられます。ワクチンの供給量が十分でない場合は、最優先対象者から順次接種することになります。
- 「基礎疾患を有する者」及び「最優先対象者」に該当するかについては、**基準を参考に医師が判断します。**
 - 1.慢性呼吸器疾患
 - 2.慢性心疾患
 - 3.慢性腎疾患
 - 4.慢性肝疾患
 - 5.神経疾患・神経筋疾患
 - 6.血液疾患
 - 7.糖尿病
 - 8.疾患や治療に伴う免疫抑制状態
 - 9.小児科領域の慢性疾患
- ワクチンの接種後には、接種部位に腫れ等の反応が出ることがあります。気になる症状が出たり長引いたりするときは医師に連絡をしてください。

◆◆ 必要な提示書類 ◆◆

優先接種者等	提示書類	備考
基礎疾患を有する者 (1歳～小学校3年生)	● 「優先接種対象者証明書」※ ① 「優先接種対象者証明書」※ 及び ② 「母子健康手帳」または「各種健康保険被保険者証」	市民税非課税世帯、生活保護世帯は費用助成があります。
妊婦	● 「母子健康手帳」	
1歳～小学校3年生	● 「母子健康手帳」または「各種健康保険被保険者証」	(「費用助成の制度について」の項目を参照)
1歳未満の小児の保護者	● 「母子健康手帳」、「各種健康保険被保険者証」、「住民票」のいずれか一つ	
優先接種対象者のうち、身体上の理由で予防接種できない者の保護者等	① 「優先接種対象者証明書」※ 及び ② 「各種健康保険被保険者証」または「住民票」	
小学校4年生から高校生に相当する年齢の者	● 「各種健康保険被保険者証」、「学生証」、「住民票」のいずれか一つ	
65歳以上の者	● 「各種健康保険被保険者証」、「運転免許証」、「住民票」のいずれか一つ	

※ 「優先接種対象者証明書」は、かかりつけ医療機関以外で接種を受ける場合に、かかりつけ医療機関の主治医から交付を受けてください(無料)。かかりつけ医療機関内で接種を受ける場合は、不要です。

◆◆ ワクチンの接種費用について ◆◆

初回：3,600円 / 2回目：2,550円(初回と異なる医療機関で接種する場合は3,600円)
* 費用の助成制度があります。以下「費用助成の制度について」を参照してください。

◆◆ 費用助成の制度について ◆◆

対象者：市民税非課税世帯、生活保護世帯の優先接種対象者(妊婦・基礎疾患を有する方・乳幼児・小学生、中学生、高齢者等)は、無料となります。

手続方法：助成を受けるためには、あらかじめ市に申請し、「新型インフルエンザ予防接種費用助成証明書」の交付を受ける必要があります。

申請窓口：遠野健康福祉の里・市税務課・宮守総合支所

受付期間：接種実施期間中の、**平日 午前8時30分から午後5時30分まで**

問合せ先：予防接種に関する問合せは、遠野健康福祉の里福祉課(62-5111)まで

(注意) 予防接種についてはあらかじめ医療機関の予約が必要です。

平日及び土曜日夜間の発熱相談窓口を開設

新型インフルエンザが流行して以降、土曜日の夜間帯に救急対応医療機関への受診や問合せが集中していることから、**市では発熱相談窓口を開設します。**問合せは、以下をお願いします。

- 開設時間： 平日： 午前9時から午後5時30分まで
土曜日： 午後5時から午後9時まで
- 相談窓口： 遠野健康福祉の里 (62) 5111

【こども救急電話相談(岩手県医師会)】

お子さんが急な病気で心配な時、経験豊かな看護師がアドバイスします。
受付時間：(年中無休) 午後7時から午後11時まで
電話番号：019-605-9000 又は #8000

